



資料2-5-2-1

消生情第37号
平成26年2月13日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

消費者庁長官 阿南 久



消費税率引上げに伴う公共交通運賃等の改定案について

消費税率引上げに伴う公共交通運賃等の改定案について、これを物価問題に関する関係閣僚会議に付議するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

消費税率の引上げに伴う公共交通運賃等の改定について

1. 物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

- (1) JR旅客会社、民鉄大手15社、東京地下鉄及び6大都市の公営地下鉄の鉄道運賃
- (2) 東京都特別区内に路線を有する大手民営事業者及び6大都市の公営事業者のバス運賃
- (3) 東京都特別区に係るタクシー事業者の基本運賃
- (4) JTのたばこ小売価格

2. 改定の概要

現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として108/105以内の増収となるよう、運賃・料金を改定する。

3. 改定日

平成26年4月1日（ただし、都営地下鉄及び横浜市営地下鉄は6月1日、名古屋市営地下鉄及び市営バスは9月1日）

消費税率の引上げに伴うＪＴのたばこ小売価格の改定案に関する
消費者委員会の意見について

平成26年2月18日
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、消費税率の引上げに伴うＪＴのたばこ小売価格の改定案に関する意見の提出を受けた。

本意見を踏まえ、消費者庁から意見を求められた改定案については、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者庁は財務省に対して、消費者への分かりやすく丁寧な説明に努めるよう要請されたい。

消費税率の引上げに伴うＪＴのたばこ小売価格の改定案に関する 公共料金等専門調査会意見について

平成26年 2月14日

消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会は、平成26年 4月 1日から消費税率を5%から8%に引き上げることに伴うＪＴのたばこ小売価格の改定案について検討した。改定案の内容は以下の通り。

- ① たばこは自動販売機が主要な流通形態の一つであることを踏まえ、10円単位での改定とする。
- ② 端数処理については、同一ブランドは基本的に同一価格とし、利用者負担の公平を図る。
- ③ 銘柄全体の加重平均値上げ率は、消費税率引き上げに相当するものであり、事業全体で適正な価格転嫁を実施する。
- ④ これらを踏まえ、全商品116銘柄のうち、107銘柄について10円または20円の値上げを行う（20円：68銘柄、10円：39銘柄、据置：9銘柄）。

平成26年 2月14日に財務省へのヒアリングを行い、調査審議した結果、上記改定案に関する公共料金等専門調査会の意見は以下の通りである。

1. 結論

○改定案の内容は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者への分かりやすく丁寧な説明に努められたい。

2. 理由

○消費税率を5%から8%に引き上げることによる公共料金等の改定に関する審査は、短期間に多くの改定に関する審査を行う必要があることから、改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められない場合には、105分の108を乗じた料金の設定が行われているか、並びに端数処理が合理的かつ明確な方法により行われているかについて検証することにより行うことが適切である。

○財務省からの説明により以上が確認されたため、1. の結論とするものである。

消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定案に関する
消費者委員会の意見について

平成26年2月18日
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定案に関する意見の提出を受けた。

本意見を踏まえ、消費者庁から意見を求められた改定案については、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者庁は国土交通省に対して、消費者への分かりやすく丁寧な説明に努めるよう要請されたい。

**消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定案に関する
公共料金等専門調査会意見について**

平成26年2月14日
消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会は、平成26年4月1日から消費税率を5%から8%に引き上げることに伴う下記事業者の鉄道運賃の改定案について検討した。

- ・ JR6社（JR北海道、JR東日本※、JR東海、JR西日本、JR四国、JR九州）
 - ・ 民鉄大手15社（東武※、西武※、京成※、京王※、小田急※、東急※、京急※、相鉄※、名鉄、近鉄、南海、京阪、阪急、阪神、西鉄）
 - ・ 東京メトロ※
 - ・ 6大都市の公営地下鉄（東京都※、横浜市※、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）
- （注）※はICカード1円単位運賃導入予定事業者

平成26年2月14日に国土交通省へのヒアリングを行い、調査審議した結果、上記改定案に関する公共料金等専門調査会の意見は以下の通りである。

1. 結論

○改定案の内容は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者への分かりやすく丁寧な説明に努められたい。

2. 理由

○消費税率を5%から8%に引き上げることによる公共料金等の改定に関する審査は、短期間に多くの改定に関する審査を行う必要があることから、改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められない場合には、105分の108を乗じた料金の設定が行われているか、並びに端数処理が合理的かつ明確な方法により行われているかについて検証することにより行うことが適切である。

○改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められないことについては、国土交通省より確認したとの説明があった。

○事業全体として105分の108を乗じた料金の設定が行われていることについては、国土交通省の説明により確認された。

○端数処理の方法については、1円単位運賃導入予定事業者において、ICカード1円単位運賃が常に「現金運賃以下」となることを基本としているため、現金運賃の「切り上げ」を認めつつ、事業全体で105分の108以内の増収に収まるよう、定期運賃等他の券種により調整している。このため、現金運賃利用者と定期運賃等他の券種の利用者との公平性が問題となる。一方、現金運賃を利用する場合のICカード利用との差額は比較的少額であるとともに、ICカードをより利用しやすくするために発売単価の引き下げ等の措置が行われることが、国土交通省の説明により確認された。

○以上の審議結果により、1. の結論とするものである。

3. 留意事項

○以下の点について、次回料金改定までに見直しを検討すべきである。

- (1) 利用者間の公平性等の観点も踏まえた、現金運賃と定期運賃等他の券種の料金バランス
- (2) 現金運賃回数券の消費税転嫁による料金引上げ幅
- (3) 1円単位運賃事業者について、ICカード運賃が現金運賃よりも高くなる場合の端数処理のあり方

**消費税率の引上げに伴うバス運賃の改定案に関する
消費者委員会の意見について**

平成26年2月18日
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、消費税率の引上げに伴うバス運賃の改定案に関する意見の提出を受けた。

本意見を踏まえ、消費者庁から意見を求められた改定案については、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者庁は国土交通省に対して、消費者への分かりやすく丁寧な説明に努めるよう要請されたい。

**消費税率の引上げに伴うバス運賃の改定案に関する
公共料金等専門調査会意見について**

平成26年2月14日

消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会は、平成26年4月1日から消費税率を5%から8%に引き上げることに伴う下記事業者のバス運賃の改定案について検討した。

- ・ 東京都特別区内に路線を有する大手民営9社※（国際興業グループ、関東バス、西武バス、東急バス、京王バス東、京浜急行バス、小田急バス、京成バス、東武バスセントラル）
 - ・ 6大都市の公営バス（東京都交通局※、横浜市交通局※、名古屋市交通局、大阪市交通局、京都市交通局、神戸市交通局）
- （注）※はICカード1円単位運賃導入予定事業者

平成26年2月14日に国土交通省へのヒアリングを行い、調査審議した結果、上記改定案に関する公共料金等専門調査会の意見は以下の通りである。

1. 結論

○改定案の内容は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者への分かりやすく丁寧な説明に努められたい。

2. 理由

○消費税率を5%から8%に引き上げることによる公共料金等の改定に関する審査は、短期間に多くの改定に関する審査を行う必要があることから、改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められない場合には、105分の108を乗じた料金の設定が行われているか、並びに端数処理が合理的かつ明確な方法により行われているかについて検証することにより行うことが適切である。

○改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められないこと、事業全体として105分の108を乗じた料金の設定が行われていることについては、国土交通省の説明により確認された。

○端数処理の方法については、10円単位運賃事業者においては四捨五入を基本とし、1円単位運賃導入事業者においては現金運賃について四捨五入を基本としつつ、1円単位運賃を導入するICカード運賃が現金運賃より高くないよう調整することが国土交通省の説明により確認された。

○以上の審議結果により、1. の結論とするものである。

消費税率の引上げに伴う東京都特別区に係るタクシー運賃の改定案に関する
消費者委員会の意見について

平成26年2月18日
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会から、消費税率の引上げに伴う東京都特別区に係るタクシー運賃の改定案に関する意見の提出を受けた。

本意見を踏まえ、消費者庁から意見を求められた改定案については、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。消費者庁は国土交通省に対して、当該区域における各事業者の運賃届出の結果によるタクシー運賃の引上げ状況について把握するとともに、消費者への分かりやすく丁寧な説明に努めるよう要請されたい。

消費税率の引上げに伴う東京都特別区に係るタクシー運賃の改定案に関する 公共料金等専門調査会意見について

平成26年2月14日

消費者委員会公共料金等専門調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会は、平成26年4月1日から消費税率を5%から8%に引き上げることに伴う東京都特別区に係るタクシー運賃の改定案について検討した。

平成26年2月14日に国土交通省へのヒアリングを行い、調査審議した結果、上記改定案に関する公共料金等専門調査会の意見は以下の通りである。

1. 結論

○改定案の内容は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の観点から妥当であると認められる。なお、当該区域における各事業者の運賃届出の結果によるタクシー運賃の引上げ状況については、国土交通省において把握されたい。消費者への分かりやすく丁寧な説明に努められたい。

2. 理由

○消費税率を5%から8%に引き上げることによる公共料金等の改定に関する審査は、短期間に多くの改定に関する審査を行う必要があることから、改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められない場合には、105分の108を乗じた料金の設定が行われているか、並びに端数処理が合理的かつ明確な方法により行われているかについて検証することにより行うことが適切である。

○改定前の料金水準及び料金体系に著しい問題が認められないことについては、国土交通省より確認したとの説明があった。

○事業全体として105分の108を乗じた料金の設定が行われていること、端数処理が合理的かつ明確な方法により行われていることについては、国土交通省の説明により確認された。

○今回の審議対象は公定幅運賃となるゾーン運賃に関するものである。当該区

域における事業者からの届出によるタクシー運賃の動向は国土交通省が把握することが必要である。

○以上の審議結果により、1. の結論とするものである。

消 生 情 第 78 号

平成 26 年 3 月 17 日

消費者委員会

委員長 河上 正二 殿

消費者庁長官

阿南 久



中部電力株式会社による電気供給約款の変更認可申請について

平成 26 年 3 月 14 日付け 20140314 資庁第 1 号で資源エネルギー庁長官から協議のあった標記に関し、当庁が回答するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

中部電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する
消費者委員会の意見について

平成26年4月8日
消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会から、本件に関する意見の提出を受けた。

消費者庁においては、本意見を踏まえ、経済産業省との調整を進めることを求める。

中部電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に関する 調査会意見について

平成 26 年 4 月 4 日

消費者委員会公共料金等専門調査会
家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会

消費者委員会においては、3月17日付けで消費者庁より「中部電力株式会社による電気供給約款の変更認可申請について」の付議を受け、本調査会として、3月27日に名古屋市で地元消費者団体との意見交換会を実施し、また3月31日には調査会を開催し、経済産業省資源エネルギー庁へのヒアリング等を行った。これらの結果を踏まえ、上記付議に対しての調査会の意見は以下のとおりである。

I. 全体的な評価

- 人件費、調達等に関してはこれまでの各電力会社の家庭用電気料金値上げ認可申請の際のプロセスと同様に、本年1月に当調査会での調査審議を経て消費者庁で取りまとめた「中部電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント」¹で指摘した意見が、先取的に査定方針案に反映されている。このことは、チェックポイントが家庭用電気料金値上げ認可申請の審査の過程において、公平かつ効率的な料金査定方針案策定のための指針とすることが定着したものと評価できる。
- 水力発電について異常気象の影響のある過去3年間の停止率の実績に基づく申請を、過去10年間の実績に基づくべきと査定することにより、燃料費を申請より減額査定した点は評価できる。
- 今回の経済産業省資源エネルギー庁における公聴会の運営、審査プロセスの透明性等についても評価できる。
- Ⅱ. で掲げる個別の項目については、更なる対応を頂き、結果について説明を求めたい。Ⅲ. については今後の課題として検討頂き、将来しかるべき時期に消費者

¹ 中部電力株式会社からの値上げ認可申請に関する検証にあたり、消費者の観点を踏まえたものとなるよう、1月8日の調査会での議論を経て、消費者庁において1月22日に取りまとめたものである。

委員会としてヒアリングを行いたい。

Ⅱ. 個別項目

①人件費

○厚生費については、

- ・健康保険料の事業主負担について、法定負担割合の 50%を目指した削減とすべきである。
- ・これまでの各電力会社の値上げ認可申請の査定方針等を反映して、カフェテリアプラン等に加え、その他各種奨励金等一般厚生費における各項目の削減状況も明確化し、引き続き効率化を図る観点からの検討を行うべきであり、必要最低限の額を計上すべきである。

②調達

○競争入札の比率について、東京電力の事例²を踏まえ、さらに拡大すべきである。

○中部電力において、子会社による不正請求事案の発生を踏まえて、子会社等との取引が適正となるよう、工事の実施状況の確認強化等、再発防止に努めるべきである。

③事業報酬

○事業報酬について、下記の例を含め、消費者にとってなぜ査定方針案で盛り込まれた事業報酬が適正であるのかを丁寧に分かりやすく説明を行うべきである。

事業報酬について、消費者の持つ疑問の例

- ・事業報酬は、電力会社の利益に相当するのではないか。消費者が電力を消費する対価(受益者負担)として、なぜ料金で負担しなければならないのか。
- ・事業報酬の算定に利用されている自己資本比率が実際よりも高い 30%をベースに算定が行われ、その実際との差額相当分を、消費者が電力を消費する対価(受益者負担)として、なぜ料金で負担しなければならないのか。

² 「競争入札の導入比率について東京電力は 5 年間で 60%の水準を達成するとの目標を表明したが、その前倒しを求める」とされている（平成 24 年 7 月 19 日 経済産業省「消費者庁からの意見の対応について」）

・原価算定期間内に稼動を見込まず、電力需要者である消費者への電力供給に直接的に寄与しない原子力発電所をレートベースに算入し、消費者が電力を消費する対価(受益者負担)として、なぜ料金で負担しなければならないのか。

④購入電力料

○日本原電及び北陸電力に支払う、購入電力料に含まれる人件費を中部電力と同等に合理化しているかを確認するため、日本原電や北陸電力の役員報酬及び人件費の削減幅等の合理化の内容を、より明確に定量的に説明すべきである。

⑤新料金体系への移行に向けた情報提供等

○新料金体系への移行に向けた情報提供等に当たっては、十分な周知が行われるよう中部電力において管内の消費者に適時かつ万遍なく届くような広報・周知体制を取るよう促すべきである。

また、中部電力において下記の対応を取ることを促すべきである。

- ・消費者や消費者団体等からの説明会開催や情報提供等の要望に応えるとともに、積極的に説明会等の開催を提案すること
- ・ホームページ等に、公聴会等の場で消費者から多く寄せられる疑問点等(例えば、他の電力会社と比べて剰余金の水準が高い中で値上げを行う必要性や、燃料費調整制度が存在する中で燃料費の増加を理由に値上げをしなければならない理由等)に対する回答(いわゆるFAQ)を掲載すること等を通じて、明確かつ丁寧に対応すること。

○さらに、中部電力においては、料金改定後は、消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明(適当な場合には業務への反映)を行うとともに、定期的に消費者団体等との意見交換を行い、事業運営に消費者の意見を反映させるといった対応も行うべきである。

⑥その他

○中部電力は、計画が撤回された芦浜原発予定地など、売却可能資産の現状、処分計画等を明らかにするとともに、引き続き保有するものについては、その理由や、今後の取り扱い等についての説明責任を果たすべきである。

- 発電施設等の施設見学会に係る費用については、電源立地地域を主たる対象とするものに限定されたが、他にも類似目的の経費が計上されて、過剰な経費計上となっていないかチェックすべきである。

Ⅲ. 今後の課題

- 人件費の査定における給与の比較について、比較対象とする企業や公益事業のセクターの範囲をより合理的なものにできないか検討すべきである。
- 事後検証については、以下のような課題があると考えており、今後、検討を行うべきである。
 - ・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させ、継続的なインセンティブを与える観点からの検証(トップランナー価格での原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む)
 - ・料金算定の前提条件が、認可時からどの程度乖離したかどうかの観点からの検証
 - ・費用と、料金メニュー毎の収入及び販売電力量について、実績値や見込み額の原価算定期間内の進捗状況について定期的に一覧性のあるわかりやすい形での消費者への公表の在り方(なお、消費者庁においてはその点検を行い情報提供に努めるべきである。)
 - ・なお、役員報酬等については、原価算定される額が実績額と乖離する場合、なぜそのような乖離が生じたのかについて、附帯事業等との関係も含めて、中部電力において十分説明すべきである。
 - ・競争入札等、調達の合理化を経済産業省資源エネルギー庁がチェックし、その結果を公表する仕組みを具体化すべきである。
- 原価算定期間内に再値上げの申請がなされた際には、今回と同様のプロセスによる厳格な査定を求めたい。
- 今回の原価算定期間終了後には電源構成が大きく変わり、燃料費の大幅削減による値下げも想定される。現行の電気事業法において、値下げにあたっては事業者からの届出のみで済むことになるが、その際に値下げ幅について何らかの検証が可能になるよう、その方策についての検討を行うべきである。

- これまでの電気料金値上げ認可申請の調査審議の過程で明らかになった諸課題（例：情報公開・開示の在り方、総括原価方式の在り方、事業報酬算定の在り方等）について、今後、経済産業省資源エネルギー庁において検討を行うべきである。
- 電力システム改革について、消費者にとってどのようなメリットがあるのかについて分かりやすい情報提供を行うべきである。今後の家庭用までの電力小売の自由化、発送電分離、再生可能エネルギーの利用拡大及びスマートメーターの普及等が消費者に与える影響について明確に説明すべきである。
- また、経済産業省資源エネルギー庁は、具体的な制度設計や制度の運営を行う際には、規制なき独占に陥り、消費者の利益が損なわれるといったことがないよう、消費者の意見を積極的に聴く場を設けるべきである。
さらに、電力システム改革の検討については、消費者の関心も非常に高いため、これら検討の全体を俯瞰できるような情報提供を工夫すべきである。

以上